

楽曲付きの動画を配信するには（体育大会等の動画で著作権のある曲が含まれている場合） R3/11/11改訂版

○YouTubeLiveでのライブ配信（生中継） ⇒ 許諾なしで可能。

○Meetでのライブ配信（生中継） ⇒ 許諾なしで可能。（但し1会議室で100名まで視聴）

2018年の著作権法改正で、一般社団法人SARTRAS「授業目的公衆送信補償金等管理協会」に教育機関の設置者が補償金を支払えば、音楽を含む著作物をオンライン授業などで許諾なしで使える制度が創設されました。尼崎市も補償金を支払っており、体育大会の場合、録画配信でなくライブ配信で行い、視聴者を児童生徒や教員、保護者、協力者に限って行う場合、許諾なく使うことができます。

○YouTubeで配信 ⇒ **授業の過程で、限定公開の場合は許諾なしで可能。**

まず、配信目的が授業の過程であることが必須条件です。さらに、限定された児童生徒、保護者、協力者のみの公衆送信で、視聴期間をあらかじめ設定し、期間終了後に即時抹消・破棄すれば、YouTubeの限定公開動画での配信ができます。

○YouTubeで配信 ⇒ **授業の過程ではない場合、許諾を取らなければならない。**

著作隣接権者【音源製作者（レコード会社等）】からの許諾を得れば、動画投稿（共有）サービス（YouTube等）におけるJASRAC管理楽曲を含む動画を配信することは可能です。これは、JASRACと許諾契約を締結しているサービス事業者側（YouTube）が著作権の許諾手続きを行っていますので、動画の投稿者は個別に許諾を得ずに、JASRAC管理楽曲を含む動画を配信することができます。ただし、そのままの配信では、だれでも受信できるので注意が必要です。YouTubeの限定公開動画で配信することをお勧めします。

○グーグルドライブの共有ドライブでの配信 ⇒ **授業の過程で、限定公開の場合は許諾なしで可能。**

配信目的が授業の過程であることが必須条件です。さらに、限定された児童生徒、保護者、協力者のみの公衆送信で、視聴期間をあらかじめ設定し、期間終了後に即時抹消・破棄すれば、配信可能です。

○グーグルドライブの共有ドライブでの配信 ⇒ **授業の過程ではない場合、許諾を取らなければならない。**

JASRACに許諾を取る必要があります。また、使用料がかかる場合があります。ネットワークを使っての公衆送信にもあたるので、許諾が必要です。

詳しくは、令和3年11月9日 改正著作権法第35条運用指針特別活動追補版「著作物を利用した特別活動における音楽・映像等のインターネット等での配信について（<https://sartras.or.jp/archives/20211109/>）を参照してください。